

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 ^{注)}			
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称:			
調査終了年月日	令和 年 月 日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
看板表示日	令和 年 月 日	住所	
解体等工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階～3階)			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル			
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤			
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	●除去 ●その他		
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。		
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液: ・剥離剤: ・養生用シート(厚さ: mm) ・接着テープ 等		
備考:その他の条例等の届出年月日 区建築物の解体工事等に関する要綱(令和 年 月 日届出)			
			その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
			登録番号
			登録番号
			登録番号